

管理用水力発電事業の予想されるリスクと責任分担

※ この表でいう「施設」は県が現在管理している木戸ダムの施設すべてをいう。
 ※ この表でいう「設備」は事業者が新たに設置する水力発電設備及び附属物すべてをいう。

	番号	リスクの種類	リスク内容	負担者		
				県	事業者	協議にて決定
共通	1	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	2	提案書の誤り	提案書に記載した事項に重大な誤りのあるもの		○	
	3	第三者賠償	調査設計・建設・維持管理における事業者の責による第三者への損害		○	
	4	安全性の確保	調査設計・建設・維持管理における安全性の確保		○	
	5	環境の保全	調査設計・建設・維持管理における環境の保全		○	
	6	制度の変更	消費税以外の収益目的の事業実施に伴う税に関するもの		○	
	7		6以外の新たな税負担の発生			○
	8	事業の変更・中止・延期	天災等によるもの			○
	9		第三者による放火、破壊行為等による施設・設備の破損によるもの			○
	10		県の指示によるもの	○		
	11		周辺住民等の反対によるもの			○
	12		設備の設置に必要な各種許可等の遅延によるもの		○	
	13		事業者の事業放棄、破綻等によるもの		○	
計画・設計段階	14	申請・手続き	電力会社との系統関係協議・特定契約手続きの遅れ・不備		○	
	15		許認可等の審査の遅れ・不備		○	
	16	設計変更	県の指示条件、指示及び判断の不備によるもの	○		
	17		事業者の指示及び判断の不備によるもの		○	
	18	応募コスト	応募コストの負担に関するもの		○	
	19	資金調達	必要な資金の確保に関するもの		○	
建設段階	20	設計変更	県の指示条件、指示及び判断の不備によるもの	○		
	21		事業者の指示及び判断の不備によるもの		○	
	22	工事遅延・未完工	工事に関する届出(工事届け・保安規程等)の遅れ・不備		○	
	23		事業者の責による工事遅延・未完工による発電開始時期の遅延		○	
	24	工事費増大	県の指示による工事費の増大	○		
	25		事業者の指示・判断の不備による工事費の増大		○	
	26	施工不良	仕様不適合や施工不備等による修繕		○	
	27	一時的損害	発電開始前に設備に生じた損害		○	
その他	28	支払遅延・不能	利益の修正等のために支払いが遅延する場合		○	
	29		計測報告の遅延により支払いが遅延する場合		○	
	30	電力会社との関係契約	連系先電力会社の破綻			○
	31		電力会社の責による系統からの解列、受電中止			○
	32	金利	市中金利の変動		○	
	33	瑕疵担保	隠れた瑕疵の担保責任		○	
計測	34	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費の増大		○	
	35	設備・施設への損傷	県の故意・過失又は県施設に起因する事故・火災による施設の損傷	○		
	36		事業者の故意・過失又は設備に起因する事故・火災による施設の損傷		○	
	37	設備の不良	設備等が所定の性能を達成しない場合		○	
	38	計測	計測の虚偽報告		○	
関係連証	39	設備の性能	仕様不適合		○	
	40		仕様不適合による施設への損害、施設運営・業務への障害		○	
	41		経年劣化による性能の低下		○	